

山ノ内町老朽危険空家等除却費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、安全で安心なまちづくりの推進を図るため、町内に存する老朽危険空家等の解体に係る経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 老朽危険空家等 町内に存する空家等のうち、適正に管理されていないことにより周囲に危険を及ぼすおそれがある等、放置することが不適切であると認められるものをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、第1号から第3号のいずれかに、かつ第4号から第6号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 老朽危険空家等の所有者又はその相続人
- (2) 老朽危険空家等が存する土地所有者で、建物の所有者又は相続人から除却について、同意を得ている者
- (3) 老朽危険空家等が複数の者の共有である場合は、共有者全員から除却についての同意を得ている者
- (4) 町税を滞納していないこと。
- (5) 山ノ内町暴力団排除条例(平成24年12月14日条例第22号)に規定する暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 解体工事は、次の各号に掲げる者に発注すること。
  - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた者
  - イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者

(対象老朽危険空家等)

**第4条** 補助金交付の対象となる老朽危険空家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

ただし、町長が特別に定めた場合は、この限りではない。

- (1) 町内に所在する空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして町長が認めるもの。
- (2) 建て替えを目的とした解体でないこと。
- (3) 建物に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (5) おおむね1年以上住居その他の使用がなされていない建物で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されたものであること。
- (6) 故意に破損させたものでないこと。
- (7) 道路、水路等の公共施設周辺的生活環境若しくは景観に著しい悪影響を及ぼしている、又は及ぼすおそれがあるもの
- (8) 法第14条第2項による勧告を受けていないこと。

(補助対象経費)

**第5条** 補助金交付の対象となる経費は、解体撤去業者による老朽危険空家の解体及び撤去に要した工事費（家財道具、機械・車両等の移転又は処分費用等を除く。）とする。

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内とし、500,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付決定を受けた者は、同一会計年度内において当該補助金の交付決定を受けることができない。

(事前調査)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者は、老朽危険空家等に該当するかどうかの事前調査を受けなければならない。ただし、法第14条第1項の規定により助言又は指導を受けた場合はこの限りではない。

- 2 前項の事前調査を受けようとする者は、山ノ内町老朽危険空家等除却費補助金事前調査申込書（様式第1号）により町長に申し込むものとする。
- 3 町長は、前項の申し込みがあったときは、当該空家等が老朽危険空家等に該当するかを調査し、その結果を山ノ内町老朽危険空家等除却費補助金事前調査結果報告書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

**第8条** 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に山ノ内町老朽危険空家等除却費補助金事業交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象老朽危険空家の位置図
- (2) 対象老朽危険空家の解体及び撤去にかかる経費の見積書
- (3) 対象老朽危険空家の現況写真
- (4) 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し
- (5) 対象老朽危険空家の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状
- (6) 対象老朽危険空家の所有者と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体等に係る同意書
- (7) 解体業者が建設業法第3条第1項の規定による一般建設業の許可を受けた者又は建設工事に係る再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、解体業者として登録されていることを証する書類の写し
- (8) その他町長が必要と認めるもの  
(補助金交付の決定)

**第9条** 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容の精査及び現地調査を行い、補助要件に適合しているかを審査し、山ノ内町老朽危険空家等除却費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 交付決定を受けた者は、前項の規定による補助金の交付決定を受けた後、補助対象事業に着手するものとし、交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金を交付しない。  
(交付申請の変更)

**第10条** 前条の交付決定を受けた者で、補助事業の内容を変更又は中止しようとする者は、山ノ内町老朽危険空家等除却費補助金変更承認申請書（様式第5号）又は山ノ内町老朽危険空家等除却費補助事業中止届（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、山ノ内町老朽危険空家等除却費補助金変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。  
(実績報告)

**第11条** 補助金の交付決定を受けた者は、老朽危険空家等の解体及び撤去が完了したときは、山ノ内町老朽危険空家等除却費補助金事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類等を添付し

て町長に提出しなければならない。

- (1) 老朽危険空家の解体及び撤去等に要した経費を証する領収書
- (2) 老朽危険空家の解体及び撤去後の写真
- (3) 廃棄物処理の証明書等の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの  
(補助金の額の確定)

**第12条** 町長は、前条の報告を受けた場合は、関係書類の精査及び現地調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、山ノ内町老朽危険空家除却費補助金確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第13条** 前条の通知を受けた申請者は、山ノ内町老朽危険空家等除却費補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

**第14条** 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽又は不正の申請が認められた場合
- (2) 解体撤去後2年を経過しないうちに住宅等を建築し、又は解体撤去後の土地を有償で譲渡したとき。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。